（証券コード 9404）
平成28年6月3日

株主の皆様へ

東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビホールディングス株式会社
代表取締役　大久保　好　男

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいますようお願い申しあげます。**

〔郵送による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。
　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては54頁から55頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時	平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2．場　　所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 **京王プラザホテル　本館5階「コンコードボールルーム」** ・末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さいますようお願い申しあげます。

3．目的事項	
報告事項	1．第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件
第３号議案	取締役12名選任の件
第４号議案	監査役２名選任の件
第５号議案	補欠監査役１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
2．議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3．インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4．法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/）に掲載しておりますのでご覧下さい。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
(1) 事業報告「2.(5)業務の適正を確保するための体制」
(2) 事業報告「2.(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
(3) 事業報告「2.(7)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項」
(4) 連結計算書類「連結注記表」
(5) 計算書類「個別注記表」
5．株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/）に掲載させていただきます。
6．機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、海外景気の下振れが懸念される中で弱さもみられますが、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などにより、企業収益は改善傾向にあるなど、緩やかな景気回復基調で推移しました。

こうした経済環境の中、平成27年の日本の総広告費（暦年、㈱電通調べ）は、6兆1,710億円（前年比100.3%）と4年連続で前年実績を上回りましたが、このうち地上波テレビ関連の広告費は1兆8,088億円（前年比98.6%）となりました。また、地上波の視聴率動向につきましては、在京キー局間の平成27年の年間平均視聴率（平成26年12月29日～平成28年1月3日）及び年度平均視聴率（平成27年3月30日～平成28年4月3日）において、当社グループは、全日帯（6～24時）、ゴールデン帯（19～22時）、プライム帯（19～23時）の3部門全てでトップとなり、年間・年度ともに2年連続で「視聴率三冠王」を獲得することができました。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループの連結売上高は、主たる事業であるコンテンツビジネス事業におきまして、地上波テレビ広告収入が好調な視聴率を背景に伸長したことや、動画配信を始めとするコンテンツ販売収入、出資映画・美術展による興行収入、パッケージメディア販売などの物品販売収入がいずれも増収になったことに加え、生活・健康関連事業において、平成26年12月25日付で連結子会社化した㈱ティップネスによる施設利用料収入が通期にわたり計上されたことなどにより、前連結会計年度に比べ522億8千3百万円（+14.4%）増収の4,147億8千万円となりました。

一方、売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた営業費用は、コンテンツビジネス事業の増収に伴う費用の増加や生活・健康関連事業への参入などにより、前連結会計年度に比べ414億8千7百万円（+13.0%）増加の3,616億2百万円となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ107億9千5百万円（+25.5%）増益の531億7千8百万円、経常利益は90億9千5百万円（+18.7%）増益の577億9千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は64億1千6百万円（+21.1%）増益の368億8千3百万円となりました。

なお、当社グループは、平成24年度から平成27年度（当連結会計年度）を計画期間とする中期経営計画「日本テレビグループ 中期経営計画 2012-2015 Next60」を策定し、その中で掲げた6つの中期経営目標を達成することにより、連結売上高4,000億円、連結経常利益500億円（経常利益率12.5%）以上の経営成績を目指しておりましたが、当連結会計年度においてこの数値目標を達成することができました。

企業集団の事業別営業の状況等

ア. コンテンツビジネス事業

地上波テレビ広告収入のうちタイム収入につきましては、前期の大型単発番組「2014 FIFA ワールドカップ ブラジル」の反動減がありましたが、レギュラー番組枠での収入の増加や「FIFA クラブワールドカップ ジャパン2015」「ラグビーワールドカップ2015」などの単発番組による収入などにより、前連結会計年度に比べ29億6千5百万円（+2.6%）増収の1,183億5千3百万円となりました。また、スポット収入につきましては、スポット広告費の地区投下量はほぼ前年並みだったものの、好調な視聴率を背景に在京キー局間におけるシェアが大きく伸びたため、前連結会計年度に比べ67億1千7百万円（+5.5%）増収の1,294億7千7百万円となりました。この結果、地上波テレビ広告収入は前連結会計年度に比べ96億8千3百万円（+4.1%）増収の2,478億3千万円となりました。

ＢＳ・ＣＳ広告収入につきましては、ＢＳ放送の単発番組による収入の増加などがあり、前連結会計年度に比べ2億6千4百万円（+1.9%）増収の145億4千万円となりました。

コンテンツ販売収入につきましては、定額制動画配信サービス「Hulu」の会員数の増加の影響などにより、前連結会計年度に比べ54億7百万円（+11.6%）増収の520億8千7百万円となりました。

物品販売収入につきましては、音楽ＣＤ販売の増加や幹事映画「バケモノの子」のＤＶＤ／ＢＤ発売などにより、前連結会計年度に比べ53億3千6百万円（+18.6%）増収の340億4百万円となりました。

興行収入につきましては、映画事業において幹事映画「バケモノの子」「ヒロイン失格」などがヒットしたことや、イベント事業において美術展「モネ展」「ルーヴル美術館展」が好評を博したことなどにより、前連結会計年度に比べ39億1千9百万円（+42.1%）増収の132億3千7百万円となりました。

この結果、コンテンツビジネス事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ252億3千7百万円（+7.2%）増収の3,739億7千万円となり、営業利益につきましては、前連結会計年度に比べ99億7百万円（+25.5%）増益の487億9千7百万円となりました。

イ. 生活・健康関連事業

平成26年12月25日付で連結子会社化した㈱ティップネスによる施設利用料収入、物品販売収入などが通期にわたり計上されたことにより、生活・健康関連事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ277億9千4百万円（+324.5%）増収の363億6千万円となり、営業利益は11億9千6百万円（前連結会計年度は営業損失1億3千1百万円）となりました。

ウ. 不動産賃貸事業

汐留及び麹町地区のテナント賃貸収入を始めとする不動産賃貸事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ4億8千7百万円（△4.7%）減収の98億8千8百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ2億9千1百万円（△7.3%）減益の37億2千3百万円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループの連結子会社である日本テレビ放送網㈱は、利益、キャッシュ・フローの計画などを総合的に勘案し、7年間の設備投資計画を策定しております。当連結会計年度につきましては、移転して12年が経過した汐留日本テレビタワーにおける更なる安定的な放送を目指して、放送設備の更新などの設備投資を実施しております。生放送番組を制作している2つのスタジオ、総務省の周波数再編に対応する無線伝送設備とワイヤレスマイク設備、報道用衛星伝送車、災害対策用お天気カメラなどにつきまして当連結会計年度に設備の更新をいたしました。また、報道スタジオの更新作業を進めており、翌連結会計年度の切り替えを予定しております。平成30年稼働予定の麹町新スタジオ棟に関しても建設を開始いたしました。生田スタジオ棟も安定的に運用するために電源、衛生設備の更新を開始いたしました。

また、㈱ティップネスは、24時間オープンのFASTGYM24を新規に23店舗出店いたしました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの設備投資額は165億6千2百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、持分法適用会社からのＣＭＳ（キャッシュマネージメントサービス）による資金の借入を行っております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位　百万円）

区分	第 80 期 (平成24年度)	第 81 期 (平成25年度)	第 82 期 (平成26年度)	第 83 期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売上高	326,422	341,720	362,497	414,780
営業利益	35,429	40,089	42,382	53,178
経常利益	42,184	47,845	48,696	57,791
親会社株主に帰属する当期純利益	25,283	27,827	30,467	36,883
１株当たり当期純利益	101.39円	109.58円	120.08円	145.38円
総資産	598,075	645,362	755,126	769,863
純資産	488,120	523,904	578,478	603,177
１株当たり純資産額	1,879.89円	2,023.59円	2,240.64円	2,337.58円

（注）1.平成24年10月1日付にて普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は第80期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2.「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
日本テレビ放送網株式会社	6,000	100.0	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業
株式会社BS日本	14,000	100.0	放送法によるＢＳ衛星基幹放送事業、放送番組等、各種ソフトの企画・制作・販売・広告及び宣伝業務
株式会社CS日本	3,000	100.0	放送法による110度ＣＳ衛星基幹放送事業、放送番組等の企画、制作及び販売
株式会社日ﾃﾚ・ﾃｸﾆｶﾙ・ﾘｿｰｼｽﾞ	80	100.0	映像コンテンツの制作技術関連業務
株式会社日テレ アックスオン	80	100.0	映像コンテンツの企画・制作
株式会社日テレイベンツ	80	100.0	イベント企画・制作、タレントマネージメント、日テレ学院運営
株式会社日本テレビアート	80	100.0	美術セット制作、照明デザイン、音楽効果業務
日本テレビ音楽株式会社	80	100.0	音楽著作権管理、ＣＤなどの原盤制作、キャラクターの商品化権の管理販売
株式会社バップ	500	＊53.0 (2.0)	パッケージメディアの企画・制作・販売
株式会社ティップネス	140	100.0	総合スポーツクラブ事業
株式会社日本テレビサービス	50	＊100.0 (100.0)	店舗開発運営業務、商品企画販売業務
株式会社日本テレビワーク24	20	＊100.0 (100.0)	建物総合維持管理、建物の設備・警備・清掃・受付業務
株式会社ﾌｫｱｷｬｽﾄ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	439	＊61.9 (61.9)	インターネット配信、Ｗｅｂソリューション事業
株式会社日テレ7	480	＊51.0 (51.0)	商品開発事業、広告・マーケティング事業、Ｗｅｂ・インターネット事業
株式会社タツノコプロ	20	＊55.2 (55.2)	アニメーション映画、キャラクターの企画制作及び国内外ライセンス
ＨＪホールディングス合同会社	4	＊100.0 (100.0)	定額制動画配信事業
NTV America Company	3,300千US$	＊100.0 (100.0)	米国子会社の管理・運営
NTV International Corporation	3,000千US$	＊100.0 (100.0)	映像コンテンツの企画・制作・制作技術関連業務

(注) 1.議決権比率の＊印は、子会社による間接所有分を含んでおり、(　)内は間接所有割合の内数であります。
2.議決権比率につきましては、小数第一位未満を切捨てて表示しております。

3.当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	日本テレビ放送網株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区東新橋一丁目6番1号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	213,018百万円
当社の総資産額	486,695百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、地上波テレビの媒体力と地上波テレビ放送で培ったコンテンツ制作力をコアコンピタンスとし、それらを最大限活用して事業を拡大し成長させてまいりました。しかし、少子高齢化で日本国内の市場の伸びが期待できない中、インターネットやスマートフォンの普及などを受けてコンテンツの視聴環境や広告の手法は多様化し、テレビが広告媒体としてこれまでのように優越的地位を保ち続けることは困難になってきたと認識しています。

このような認識のもと、当社グループでは、報道機関としての社会的責任を果たし、新たなメディア・コンテンツと生活・文化を生み出す“豊かな時を提供する企業”であり続けることを将来のあるべき姿と捉えています。そしてすべての社員が連帯してグループの成長を追求し、環境の変化に先んじて対応することで、“ファーストチョイス日テレ”として生活者やクライアントから選ばれ続けることを目指しています。

10年後に向けては、メディア・コンテンツ事業と生活・健康関連事業を核として、事業ポートフォリオの多様化と海外展開を進めるとともに、あらゆるメディアに向けて、それぞれのメディア特性・ニーズに応じたコンテンツを創造・発信することによって、広告収入のみならず非広告収入を拡大してまいります。また、動画配信事業と海外事業を収益の柱の一つに育成し、インターネット企業、グローバル企業としてのプレゼンスの確立を目標としています。

こうした中、当社グループは10年後のあるべき姿を見据えながら、今般、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)を計画期間とする中期経営計画「日本テレビグループ 中期経営計画 2016-2018 Change65」を策定しました。

中期経営目標は、次のとおりです。

①人々を豊かにするコンテンツを創造・発信する最強の制作集団

1. 様々なメディアを通して正しく、速く、分かりやすくニュースを発信し、より信頼される報道機関となります。
2. 地上波視聴率は世帯＆コアターゲット[注1]で５冠王[注2]を達成し、地上波テレビ広告収入は在京局でシェアトップを継続します。
3. “ネットファースト層”[注3]にも支持されるコンテンツを創造し、インターネット動画配信事業の成長を加速します。

4. ＢＳ放送の接触率と営業売上で民放系ＢＳ社トップを獲得します。
5. コンテンツを様々なメディアに展開し収益を最大化します。
6. メディア環境の変化を見据えて、最新技術を積極的に研究し活用します。

注1 コアターゲット視聴率:当社グループにおけるオリジナルの指標で、個人全体のうち男女13～49歳の視聴率

注2 5冠王：「全日」「ゴールデン」「プライム」に加え、当社グループのオリジナル指標である「プラチナ（23：00～25：00）」「ノンプライム（6：00～19：00／23：00～24：00）」合計5つの時間帯すべてで、視聴率トップを獲得すること

注3 ネットファースト層:若者を中心とした、インターネットと親和性が高くテレビメディア・テレビコンテンツとの接触が少ない層

② 継続的成長を目指した事業の“破壊と創造”

1. 手がけるべき事業領域を再確認し、大胆な組織の見直しと人材の確保でビジネスモデルを改革します。
2. 総額500億円の新規事業（戦略的投資を含む）投資枠を再設定し、事業ポートフォリオの多様化を進めます。
3. 生活・健康関連事業は、グループ間のシナジーを追求するとともに新たなサービスを創出します。

③ 海外における確固たるポジションの獲得

1. 成長が期待されるアジア等で、現地に根差した事業を推進します。
2. 各国のニーズを的確に捉え、コンテンツと制作力のグローバル展開を加速します。

④ 地域・個人に寄り添った社会貢献

⑤ 働く人すべてが能力を高め挑戦できる環境の醸成

1. 働く人すべての能力の開発と向上に努め、日本テレビグループの人材力を強化し最大限活用します。
2. 多様な人材を採用・育成するとともに、チャレンジを支援する制度と企業文化を作り上げます。

これらの目標を達成することにより、企業価値の拡大を図り、平成30年度(2018年度)に、連結売上高4,600億円、連結営業利益550億円(営業利益率12.0%)、連結経常利益600億円(経常利益率13.0%)以上を目指します。

当社グループは、一丸となって、中期経営計画の目標達成に向け「改革と挑戦」を続けてまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① コンテンツビジネス事業
テレビ広告枠の販売、有料放送事業、動画配信事業、映像・音楽等のロイヤリティ収入、
パッケージメディア等の販売、通信販売、映画事業、イベント・美術展事業、コンテンツ制作受託

② 生活・健康関連事業
総合スポーツクラブ事業

③ 不動産賃貸事業
不動産の賃貸、ビルマネジメント

⑹ 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

・当社

本　　社	東　京　都　港　区

・子会社

（国内）

日本テレビ放送網株式会社	東　京　都　港　区
株式会社ＢＳ日本	東　京　都　港　区
株式会社ＣＳ日本	東　京　都　港　区
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ	東　京　都　港　区
株式会社日テレ アックスオン	東　京　都　港　区
株式会社日テレイベンツ	東京都千代田区
株式会社日本テレビアート	東　京　都　港　区
日本テレビ音楽株式会社	東　京　都　港　区
株式会社バップ	東京都千代田区
株式会社ティップネス	東　京　都　港　区
株式会社日本テレビサービス	東　京　都　港　区
株式会社日本テレビワーク24	東京都千代田区
株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ	東京都千代田区
株式会社日テレ７	東　京　都　港　区
株式会社タツノコプロ	東京都武蔵野市
ＨＪホールディングス合同会社	東　京　都　港　区

（海外）

NTV America Company	New York U.S.A.
NTV International Corporation	New York U.S.A.

⑺ 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンテンツビジネス事業	3,042［1,569］名	13名増［ 24名増］
生活・健康関連事業	611［1,502］名	19名増［ 47名減］
不動産賃貸事業	256［ 95］名	10名減［ 1名増］
その他	77［ 140］名	3名増［ 22名増］
全社（共通）	184［ 4］名	30名増［ 1名増］
合計	4,170［3,310］名	55名増［ 1名増］

（注）1.使用人数は従業員数（当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（派遣社員及び常駐している業務委託人員を含む。）は［ ］内に平均人員を外数で記載しております。
2.全社（共通）として記載されている使用人数は当社の管理部門のものであり、これらの使用人は他の事業区分と兼務しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名	30名増	48.2歳	18.0年

（注）使用人数は子会社から当社への兼務出向者の従業員数であり、臨時従業員数は当事業年度末従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

持分法適用会社からのＣＭＳ（キャッシュマネージメントサービス）による資金の借入を行っております。また、一部の連結子会社につきましては金融機関からの資金の借入を行っておりますが、金額に重要性がないため記載を省略しております。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である日本テレビ放送網㈱のホームページに平成28年4月20日午後、不正アクセスがあり、一部番組の応募フォームなどから投稿された視聴者の氏名や住所、メールアドレスなどの個人情報約43万件が外部に流出した可能性があります。同社は翌21日にこの事実を公表するとともに、外部の情報セキュリティ専門家を含めた社内調査委員会を設置し原因究明を進めています。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　　1,000,000,000株

② 発行済株式の総数　　263,822,080株（自己株式5,990,540株を含む）

③ 株主数　　28,710名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社読売新聞グループ本社	37,649千株	14.6%
讀賣テレビ放送株式会社	16,563	6.4
株式会社読売新聞東京本社	15,591	6.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,896	3.8
学校法人帝京大学	9,553	3.7
株式会社ＮＴＴドコモ	7,779	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,656	2.5
株式会社リクルートホールディングス	6,454	2.5
シービーニューヨーク　オービス　エスアイシーアーヴィー	5,327	2.0
株式会社よみうりランド	5,236	2.0

（注）1．当社は、自己株式を5,990,540株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2．持株比率は自己株式を控除して計算し、小数第一位未満を切り捨てて表示しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況　　（平成28年3月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大久保好男	代表取締役社長 業務監査委員会委員長 経営戦略局担当	日本テレビ放送網㈱ 代表取締役社長執行役員 ㈱読売新聞グループ本社 取締役 ㈱読売新聞東京本社 監査役 ㈱読売巨人軍 取締役 ㈱よみうりランド 社外取締役
渡辺　弘	専務取締役 グループ経営戦略会議・グループ戦略室担当	㈱日テレ アックスオン 代表取締役会長
小杉　善信	専務取締役 総合編成戦略局担当	―
丸山　公夫	専務取締役 経営戦略局担当補佐(人事・労務担当) 総務管理局担当 業務監査委員会副委員長 情報資産保護最高管理責任者	黒剣電視節目製作股份有限公司 副董事長 ㈱WOWOW 社外取締役
赤座　弘一	常務取締役 総合編成戦略局担当補佐	㈱ＢＳ日本 代表取締役社長
石澤　顕	常務取締役 経営管理局担当 情報資産保護最高監査責任者	―
渡辺　恒雄	取締役	㈱読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆 ㈱よみうりランド 社外取締役
前田　宏	取締役	前田宏法律事務所 弁護士 ㈱アール・エス・シー 社外取締役
今井　敬	取締役	新日鐵住金㈱ 社友名誉会長 日本証券金融㈱ 社外取締役 日本生命保険相互会社 社外監査役
佐藤　謙	取締役	公益財団法人世界平和研究所 理事長 イオン㈱ 社外取締役
垣添　忠生	取締役	公益財団法人日本対がん協会 会長
真砂　靖	取締役	西村あさひ法律事務所オブカウンセル 弁護士 三井不動産㈱ 社外監査役

氏　名	地　位　及　び　担　当	重　要　な　兼　職　の　状　況
能勢　康弘	常勤監査役	㈱読売新聞グループ本社 社外監査役
白石興二郎	監査役	㈱読売新聞グループ本社 代表取締役社長・編集主幹 ㈱読売新聞東京本社 代表取締役会長
望月　規夫	監査役	讀賣テレビ放送㈱ 代表取締役社長
兼元　俊德	監査役	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル 弁護士 ＪＸホールディングス㈱ 社外監査役 野村ホールディングス㈱ 社外取締役 ㈱リケン 社外取締役

（注）1．取締役渡辺恒雄、前田 宏、今井 敬、垣添忠生、真砂 靖の各氏は、社外取締役であります。
2．監査役白石興二郎、望月規夫、兼元俊德の各氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役能勢康弘氏は、長年当社の経理・財務業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当事業年度中における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
丸山　公夫	常務取締役 経営管理局担当 個人情報保護最高監査責任者	専務取締役 経営戦略局担当補佐(人事・労務担当) 総務管理局担当 業務監査委員会副委員長 情報資産保護最高管理責任者	平成27年6月26日
赤座　弘一	取締役	常務取締役 総合編成戦略局担当補佐	平成27年6月26日
石澤　顕	取締役 総務管理局担当 経営戦略局担当補佐 (人事・労務・情報セキュリティ担当) 個人情報保護最高管理責任者 業務監査委員会副委員長	常務取締役 経営管理局担当 情報資産保護最高監査責任者	平成27年6月26日

5．取締役前田 宏、今井 敬、垣添忠生、真砂 靖、監査役兼元俊德の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である渡辺恒雄、前田 宏、今井 敬、佐藤 謙、垣添忠生、真砂 靖の6氏及び監査役能勢康弘、白石興二郎、望月規夫、兼元俊德の4氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	12名	483百万円
（うち社外取締役）	(5)	(102)
監査役	5	41
（うち社外監査役）	(4)	(15)
合計	17	525

（注）1．上記には、平成27年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額950百万円以内（うち社外取締役110百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

(ア)取締役　渡辺 恒雄

・当社と㈱読売新聞グループ本社及び同社の完全子会社である㈱読売新聞東京本社は資本関係があります。また、当社子会社と㈱読売新聞東京本社はプロ野球のテレビ放映権の購入等について取引関係があります。

・当社と㈱よみうりランドは資本関係があります。

(イ)取締役　前田 宏

・当社と前田宏法律事務所、㈱アール・エス・シーとの間に特別な関係はありません。

(ウ)取締役　今井 敬

・当社と新日鐵住金㈱、日本証券金融㈱、日本生命保険相互会社との間に特別な関係はありません。

(エ)取締役　垣添 忠生

・当社と公益財団法人日本対がん協会との間に特別な関係はありません。

(オ)取締役　真砂 靖

・当社と西村あさひ法律事務所、三井不動産㈱との間に特別な関係はありません。

(カ)監査役　白石 興二郎

・当社と㈱読売新聞グループ本社及び同社の完全子会社である㈱読売新聞東京本社は資本関係があります。また、当社子会社と㈱読売新聞東京本社はプロ野球のテレビ放映権の購入等について取引関係があります。

(キ)監査役　望月 規夫

・当社と讀賣テレビ放送㈱は資本関係があります。また、当社子会社と同社は放送番組の購入、供給等について取引関係があります。

(ク)監査役　兼元 俊德

・当社とシティユーワ法律事務所、ＪＸホールディングス㈱、㈱リケンとの間に特別な関係はありません。

・当社と野村ホールディングス㈱は資本関係があります。

イ．当事業年度における主な活動状況

・取締役渡辺恒雄氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち4回に出席し、新聞社経営者、言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。

・取締役前田 宏氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、法曹界における豊富な経験を活かし、弁護士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言を行っております。

・取締役今井 敬氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、財界人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。

・取締役垣添忠生氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、医学界における豊富な経験を活かし、幅広い見識をもって、当社の事業全般について発言を行っております。

・取締役真砂 靖氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、行政機関における豊富な経験と、弁護士としての幅広い見識をもって、当社の事業全般について発言を行っております。

・監査役白石興二郎氏は、当事業年度開催の監査役会8回のうち6回、取締役会7回のうち5回に出席し、新聞社経営者、言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。

・監査役望月規夫氏は、当事業年度開催の監査役会8回及び取締役会7回全てに出席し、豊富な経験を持つ放送局経営者としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。

・監査役兼元俊德氏は、昨年6月の監査役就任以降開催された監査役会6回及び取締役会6回全てに出席し、行政機関における豊富な経験とコンプライアンス・法務全般に亘る幅広い見識をもって、当社の事業全般について発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について協議を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額を相当と判断したので同意しました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**260,919**	**流動負債**	**94,930**
現金及び預金	26,847	支払手形及び買掛金	7,431
受取手形及び売掛金	97,514	短期借入金	7,840
有価証券	99,165	未払金	4,583
たな卸資産	3,599	未払費用	51,422
番組勘定	7,444	未払法人税等	11,852
繰延税金資産	5,434	返品調整引当金	44
その他の流動資産	21,011	その他の流動負債	11,754
貸倒引当金	△97	**固定負債**	**71,755**
固定資産	**508,943**	リース債務	15,479
有形固定資産	**226,480**	繰延税金負債	23,612
建物及び構築物	40,462	退職給付に係る負債	11,594
機械装置及び運搬具	10,497	長期預り保証金	20,057
工具、器具及び備品	2,456	その他の固定負債	1,012
土地	147,619	**負債合計**	**166,686**
リース資産	10,991	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	14,453	**株主資本**	**546,017**
無形固定資産	**26,754**	**資本金**	**18,600**
のれん	11,676	**資本剰余金**	**29,586**
その他の無形固定資産	15,078	**利益剰余金**	**511,202**
投資その他の資産	**255,707**	**自己株式**	**△13,371**
投資有価証券	219,431	**その他の包括利益累計額**	**47,014**
長期貸付金	9,312	**その他有価証券評価差額金**	**46,962**
繰延税金資産	889	**繰延ヘッジ損益**	**5**
その他の投資その他の資産	26,947	**為替換算調整勘定**	**46**
貸倒引当金	△873	**非支配株主持分**	**10,145**
		純資産合計	**603,177**
資産合計	**769,863**	**負債純資産合計**	**769,863**

連結損益計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**414,780**
売上原価		**269,913**
売上総利益		**144,867**
販売費及び一般管理費		**91,688**
営業利益		**53,178**
営業外収益		
受取利息	1,086	
受取配当金	1,920	
持分法による投資利益	1,981	
為替差益	11	
投資事業組合運用益	225	
その他の営業外収益	246	**5,470**
営業外費用		
支払利息	609	
投資事業組合運用損	221	
その他の営業外費用	26	**857**
経常利益		**57,791**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	42	
受取補償金	922	**967**
特別損失		
固定資産売却損	45	
固定資産除却損	328	
特別退職金	264	
減損損失	2,321	**2,960**
税金等調整前当期純利益		**55,798**
法人税、住民税及び事業税	20,003	
法人税等調整額	△1,261	**18,742**
当期純利益		**37,056**
非支配株主に帰属する当期純利益		**172**
親会社株主に帰属する当期純利益		**36,883**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,600	29,586	481,914	△13,331	516,769
当期変動額					
剰余金の配当			△7,595		△7,595
親会社株主に帰属する当期純利益			36,883		36,883
自己株式の取得				△39	△39
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	29,288	△39	29,248
当期末残高	18,600	29,586	511,202	△13,371	546,017

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	51,599	18	93	51,711	9,997	578,478
当期変動額						
剰余金の配当						△7,595
親会社株主に帰属する当期純利益						36,883
自己株式の取得						△39
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,637	△12	△46	△4,696	147	△4,549
当期変動額合計	△4,637	△12	△46	△4,696	147	24,699
当期末残高	46,962	5	46	47,014	10,145	603,177

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**76,917**	**流動負債**	**77,119**
現金及び預金	9,503	短期借入金	76,307
売掛金	443	未払金	24
有価証券	62,146	未払費用	175
前払費用	27	未払消費税等	30
繰延税金資産	43	前受金	561
未収還付法人税等	4,343	預り金	19
その他の流動資産	408	**固定負債**	**19,283**
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	212
固定資産	**409,777**	長期預り保証金	19,000
有形固定資産	**101,031**	その他の固定負債	71
土地	101,031	**負債合計**	**96,402**
投資その他の資産	**308,746**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	47,952	**株主資本**	**390,325**
関係会社株式	256,243	**資本金**	**18,600**
関係会社長期貸付金	4,541	**資本剰余金**	**29,586**
その他の投資その他の資産	8	資本準備金	29,586
貸倒引当金	△0	**利益剰余金**	**353,700**
		利益準備金	3,526
		その他利益剰余金	350,174
		施設更新積立金	12,000
		固定資産圧縮積立金	9,608
		別途積立金	284,200
		繰越利益剰余金	44,365
		自己株式	**△11,562**
		評価・換算差額等	**△32**
		その他有価証券評価差額金	**△32**
		純資産合計	**390,292**
資産合計	**486,695**	**負債純資産合計**	**486,695**

損　益　計　算　書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
営業収益		**30,435**
営業費用		**3,505**
営業利益		**26,930**
営業外収益		
受取利息	15	
有価証券利息	971	
その他の営業外収益	7	**995**
営業外費用		
支払利息	275	
その他の営業外費用	15	**291**
経常利益		**27,634**
税引前当期純利益		**27,634**
法人税、住民税及び事業税	942	
法人税等調整額	△2	**939**
当期純利益		**26,695**

株主資本等変動計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
				施設更新積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	18,600	29,586	3,526	12,000	9,370	284,200	25,504	334,601	△11,560	371,227
当期変動額										
税率変更による圧縮積立金の増加					238		△238	－		－
剰余金の配当							△7,595	△7,595		△7,595
当期純利益							26,695	26,695		26,695
自己株式の取得									△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	238	－	18,861	19,099	△2	19,097
当期末残高	18,600	29,586	3,526	12,000	9,608	284,200	44,365	353,700	△11,562	390,325

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△394	370,832
当期変動額		
税率変更による圧縮積立金の増加		－
剰余金の配当		△7,595
当期純利益		26,695
自己株式の取得		△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	362	362
当期変動額合計	362	19,459
当期末残高	△32	390,292

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本テレビホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋　口　義　行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋　山　謙　二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本テレビホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレビホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本テレビホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋　口　義　行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋　山　謙　二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレビホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③グループ会社を含めた内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、特段指摘すべき点は認められません。
なお、事業報告に記載されている本年4月20日に発生した当社の連結子会社である日本テレビ放送網(株)のホームページに対する不正アクセスによる個人情報流失については、外部の情報セキュリティ専門家を含めた社内調査委員会を設置し原因究明に努め、グループ一丸となって再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しており、監査役会として引き続きその状況を監視してまいります。

④会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

日本テレビホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　能　勢　康　弘　㊞

社外監査役　白　石　興二郎　㊞

社外監査役　望　月　規　夫　㊞

社外監査役　兼　元　俊　徳　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として認識し、事業環境の変化に柔軟に対応できる企業体質の確立と収益基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保との調和を図りながら、継続的で安定的な株主還元を行うことを基本方針としています。

当期につきましては、同基本方針に基づき、１株当たり24円の期末配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金24円　　配当総額は6,145,702,560円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成25年6月27日開催の第80期定時株主総会におけるご承認に基づき、有効期限を本定時株主総会の終結の時までとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しておりますが、今般、上記有効期限の満了を迎えるにあたり、所要の修正を行った上でこれを更新すること（以下「本更新」といいます。）といたしたいと存じます。

そこで、当社現行定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下本更新後の対応策を「本プラン」といいます。）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1．新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、導入・更新されたものです。

当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、多メディア化の時代に最強の総合メディアとして発展・成長を続けることを目指す中で、事業分野も拡大しています。そして、その全体像を適切に把握した上で当社の各事業分野と人的ネットワークを有機的に結合させ、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益を最大化していくことが強く期待されています。従って、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際には、当社の企業価値の源泉に対する買収者の理解や認識のほか、当該大量買付等の内容、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現されうるシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止し、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本更新が必要であると判断しました。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当て等による本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得行為を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 企業価値評価独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(5)「企業価値評価独立委員会の利用」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランに係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

(2) 本プランに係る手続

（a）対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（b）意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は企業価値評価独立委員会に提出する書類における使用言語は日本語に限ります。

（c）買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかにこれを企業価値評価独立委員会に送付します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）

② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

③ 買付等の価格及びその算定根拠

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑨ 当社の発行済み株式の一部を買い付けた場合に、他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑪ その他企業価値評価独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（d）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書及び企業価値評価独立委員会から追加的に提出を求められた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営方針・事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 企業価値評価独立委員会による検討等

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものを含みます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います（以下かかる企業価値評価独立委員会による情報収集及び検討等に要する期間を「企業価値評価独立委員会検討期間」といいます。）。また、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

企業価値評価独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、企業価値評価独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

（ｅ）企業価値評価独立委員会の勧告

企業価値評価独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、企業価値評価独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合、企業価値評価独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 企業価値評価独立委員会検討期間の延長を行う場合

企業価値評価独立委員会が、当初の企業価値評価独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、企業価値評価独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、企業価値評価独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

企業価値評価独立委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

（ｆ）取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会により上記(e)に従って勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、決議を行うものとします。

（ｇ）株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、上記(e)①に従い、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、かかる株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

（ｈ）情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、企業価値評価独立委員会検討期間が開始した事実並びに企業価値評価独立委員会検討期間の延長が行われた事実、並びに延長された期間及び理由を含みます。）、企業価値評価独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他企業価値評価独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当て等を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

（ａ）下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社（以下、本(3)では文脈に応じて当社グループを含みます。）の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

（ｂ）強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

（ｃ）買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

（ｄ）当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作体制を支える当社の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や当社の企業文化を破壊し、又は、放送法もしくは電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

（a）本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

（b）割当対象株主

割当期日終了時における当社の株主（但し、当社を除きます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

（c）本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

（d）本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

（e）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

（f）本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

（ｇ）本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注12）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注13）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注14）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者や外国人等（注16）も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者及び外国人等の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

（ｈ）本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

（ｉ）当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

但し、外国人等が有する本新株予約権（以下「外国人保有本新株予約権」といいます。）については、これを取得するのと引換えに交付する財産は、(A)当社取締役会が放送法第159条第2項第5号イ又は同号ロに定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、放送法に定めるところにより、当社の議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、(B)外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式及び金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。

③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 企業価値評価独立委員会の利用

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値評価独立委員会を設置しており、本更新にあたっても、これを維持します。本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役4名から構成されます（企業価値評価独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「企業価値評価独立委員会規則の概要」のとおりであり、本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は別紙2「企業価値評価独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした企業価値評価独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

（注13）原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

（注14）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

（注15）具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

（注16）①日本の国籍を有しない人（放送法第159条第2項第5号イ(1)）、②外国政府又はその代表者（同号イ(2)）、③外国の法人又は団体（同号イ(3)）、及び④①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が放送法施行規則第185条で定める割合以上である法人又は団体（放送法第159条第2項第5号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいうものとします。本議案において同じとします。

別紙1

企業価値評価独立委員会規則の概要

・企業価値評価独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・企業価値評価独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、又は(ⅲ)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・企業価値評価独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値評価独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、企業価値評価独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・企業価値評価独立委員会は、以下の各号に記載される事項等について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、企業価値評価独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策の実施又は不実施
  ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
  ③ その他当社取締役会が別途企業価値評価独立委員会が行うことができるものと定めた事項
・企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・企業価値評価独立委員会の決議は、原則として、企業価値評価独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、企業価値評価独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

別紙2

企業価値評価独立委員会委員略歴

本更新当初の企業価値評価独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

氏　　名	略　　歴
前田（まえだ）　宏（ひろし）	昭和 52年 4月　最高検察庁検事 昭和 58年12月　法務事務次官 昭和 60年12月　東京高等検察庁検事長 昭和 63年 3月　検事総長 平成 2年 5月　総合ビル管理㈱（現 ㈱アール・エス・シー）取締役（現） 平成 2年 6月　弁護士登録（現） 平成 17年 6月　当社取締役（現） 平成 24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現）

※前田 宏氏は、当社社外取締役です。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏　　名	略　　歴
今井（いまい）　敬（たかし）	平成 5年 6月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）代表取締役社長 平成 7年 7月　日本生命保険相互会社監査役（現） 平成 10年 4月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）代表取締役会長 平成 10年 5月　社団法人経済団体連合会（現 一般社団法人日本経済団体連合会）会長 平成 14年 6月　日本証券金融㈱ 取締役（現） 平成 19年 6月　当社取締役（現） 平成 20年 6月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）社友名誉会長（現） 平成 24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現）

※今井 敬氏は、当社社外取締役です。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏　　名	略　　歴
かきぞえ　ただお 垣　添　忠　生	平成　4年 1月　国立センター（現 国立研究開発法人国立がん研究センター）病院病院長 平成 14年 4月　同センター総長 平成 19年 3月　財団法人（現 公益財団法人）日本対がん協会会長（現） 平成 19年 4月　国立がんセンター（現 国立研究開発法人国立がんセンター）名誉総長 平成 23年 6月　当社取締役（現） 平成 24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現）

※垣添忠生氏は、当社社外取締役です。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏　　名	略　　歴
まなご　やすし 真　砂　　靖	平成 24年 8月　財務事務次官 平成 25年10月　東京大学大学院客員教授（現） 平成 26年 2月　弁護士登録（現） 平成 26年 2月　西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現） 平成 26年 6月　当社取締役（現） 平成 26年 6月　日本テレビ放送網㈱取締役（現）

※真砂 靖氏は、当社社外取締役です。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏　　名	略　　歴
かねもと　としのり 兼　元　俊　徳	平成　4年 4月　熊本県警察本部長 平成　8年10月　国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）総裁 平成 13年 4月　内閣官房内閣情報官 平成 19年 1月　弁護士登録（現） 平成 19年 2月　シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル（現） 平成 27年 6月　当社監査役（現） 平成 27年 6月　日本テレビ放送網㈱監査役（現）

※兼元俊徳氏は、当社社外監査役です。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第３号議案　取締役12名選任の件

現取締役12名のうち、赤座弘一氏は平成28年6月23日をもって辞任により退任し、他の取締役11名は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おおくぼ　よしお 大久保　好　男 （昭和25年７月８日）	平成15年６月　㈱読売新聞東京本社政治部長 平成19年６月　同社編集局総務 平成20年６月　同社執行役員メディア戦略局長 平成21年６月　同社取締役メディア戦略局長 平成22年６月　当社取締役執行役員 平成23年６月　当社代表取締役社長執行役員 平成24年４月　日本テレビ分割準備㈱（現 日本テレビ放送網㈱）代表取締役 平成24年10月　当社代表取締役社長 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱代表取締役社長執行役員（現） 平成26年６月　当社代表取締役社長 業務監査委員会委員長 経営戦略局担当（現） （重要な兼職の状況） 日本テレビ放送網㈱代表取締役社長執行役員 ㈱読売新聞グループ本社取締役 ㈱読売新聞東京本社監査役 ㈱読売巨人軍取締役 ㈱よみうりランド社外取締役	44,569株
	＜取締役候補者とした理由＞ 大久保好男氏を取締役候補者とした理由は、新聞社・テレビ局における豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。		
2	こすぎ　よしのぶ 小　杉　善　信 （昭和29年２月８日）	昭和51年４月　当社入社 平成16年６月　当社営業局長 平成19年３月　当社編成局長 平成20年６月　当社執行役員編成局長 平成21年６月　㈱日テレ アックスオン代表取締役社長 平成23年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成24年10月　当社常務取締役 平成25年６月　当社専務取締役 平成25年６月　日本テレビ放送網㈱取締役専務執行役員（現） 平成26年10月　当社専務取締役 総合編成戦略局担当（現）	28,679株
	＜取締役候補者とした理由＞ 小杉善信氏を取締役候補者とした理由は、番組制作、編成、営業等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	まるやま　きみお 丸山公夫 (昭和29年4月7日)	昭和54年４月　当社入社 平成19年７月　当社スポーツ局長 平成19年12月　当社人事局(現職出向)讀賣テレビ放送㈱編成局長 平成20年１月　当社人事局(現職出向)讀賣テレビ放送㈱執行役員編成局長 平成22年６月　当社執行役員営業局長 平成23年６月　当社取締役執行役員営業局長 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成24年10月　当社常務取締役 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役常務執行役員 平成25年７月　黒剣電視節目製作股份有限公司副董事長(現) 平成27年６月　当社専務取締役 経営戦略局担当補佐(人事・労務担当) 総務管理局担当 業務監査委員会副委員長 情報資産保護最高管理責任者(現) (重要な兼職の状況) ㈱WOWOW社外取締役 黒剣電視節目製作股份有限公司副董事長	27,579株
	＜取締役候補者とした理由＞ 丸山公夫氏を取締役候補者とした理由は、営業、編成、海外ビジネス等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。		
4	いしざわ　あきら 石澤顕 (昭和31年10月14日)	昭和55年４月　当社入社 平成20年７月　当社秘書室長 平成21年７月　当社総務局長 平成21年12月　当社編成局長 平成23年７月　当社執行役員社長室長 平成24年６月　当社上席執行役員社長室長 平成24年10月　当社経営戦略局長 平成25年６月　当社取締役 平成25年６月　日本テレビ放送網㈱取締役執行役員 平成27年６月　当社常務取締役 経営管理局担当 情報資産保護最高監査責任者(現) 平成27年６月　日本テレビ放送網㈱取締役常務執行役員(現)	17,054株
	＜取締役候補者とした理由＞ 石澤顕氏を取締役候補者とした理由は、報道、編成、経営企画等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。		
5	※ すがはら　ようじ 菅原洋二 (昭和32年５月16日)	昭和56年４月　当社入社 平成16年６月　当社関西支社営業部長 平成18年７月　当社経営計画室経営企画部長 平成20年７月　当社営業局次長 平成23年７月　当社営業局総務 平成24年６月　当社執行役員営業局長 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱執行役員営業局長 平成25年６月　同社取締役執行役員営業局長 平成26年６月　同社取締役執行役員営業担当(現)	16,786株
	＜取締役候補者とした理由＞ 菅原洋二氏を取締役候補者とした理由は、営業、報道、経営企画等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>※
ひろせ　けんいち
廣瀬 健一
(昭和34年7月5日)</td><td>昭和57年4月　当社入社
平成18年7月　当社営業局営業企画部長
平成19年7月　当社編成局編成戦略センター長(兼)編成部長
平成21年1月　当社営業局営業戦略センター長
平成21年7月　当社営業局次長(兼)営業戦略センター長(兼)営業企画部長
平成23年7月　当社編成局次長
平成24年6月　当社スポーツ局長
平成24年10月　日本テレビ放送網㈱スポーツ局長
平成25年6月　同社編成局長
平成26年10月　当社総合編成戦略局長(現)
平成27年6月　日本テレビ放送網㈱執行役員編成局長(現)</td><td>5,748株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
廣瀬健一氏を取締役候補者とした理由は、編成、営業、番組制作等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しているためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>わたなべ　つねお
渡辺 恒雄
(大正15年5月30日)</td><td>平成3年5月　㈱読売新聞社代表取締役社長・主筆
平成3年6月　当社取締役(現)
平成4年6月　㈱よみうりランド取締役(現)
平成16年1月　㈱読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆(現)
平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役(現)
(重要な兼職の状況)
㈱読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆
㈱よみうりランド社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由＞
渡辺恒雄氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者、言論人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
同氏は、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社読売新聞グループ本社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定をしており、実効性、専門性の観点からも、社外取締役として当社経営への監督機能を十分果たすことができるものと考えております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって25年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>まえだ　ひろし
前田 宏
(大正15年10月17日)</td><td>昭和52年4月　最高検察庁検事
昭和58年12月　法務事務次官
昭和60年12月　東京高等検察庁検事長
昭和63年3月　検事総長
平成2年5月　総合ビル管理㈱(現 ㈱アール・エス・シー)取締役(現)
平成2年6月　弁護士登録(現)
平成17年6月　当社取締役(現)
平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役(現)
(重要な兼職の状況)
前田宏法律事務所 弁護士
㈱アール・エス・シー社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由＞
前田 宏氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、コンプライアンス関連等の指導をしていただくためであります。
同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元検事総長、弁護士として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	いまい　たかし 今井　敬 （昭和４年12月23日）	平成５年６月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）代表取締役社長 平成７年７月　日本生命保険相互会社監査役（現） 平成10年４月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）代表取締役会長 平成10年５月　社団法人経済団体連合会（現 一般社団法人日本経済団体連合会）会長 平成14年６月　日本証券金融㈱取締役（現） 平成19年６月　当社取締役（現） 平成20年６月　新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）社友名誉会長（現） 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現） （重要な兼職の状況） 新日鐵住金㈱社友名誉会長 日本証券金融㈱社外取締役 日本生命保険相互会社社外監査役	0株
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 今井 敬氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者、財界人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。		
10	さとう　けん 佐藤　謙 （昭和18年11月17日）	昭和60年６月　大蔵省主計局主計官 平成４年６月　同省理財局次長 平成９年７月　防衛庁防衛局長 平成12年１月　防衛事務次官 平成16年７月　財団法人（現 公益財団法人）世界平和研究所副会長 平成21年12月　同研究所理事長（現） 平成23年５月　イオン㈱取締役（現） 平成23年６月　当社取締役（現） 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現） （重要な兼職の状況） 公益財団法人世界平和研究所理事長 イオン㈱社外取締役	47,200株
	＜取締役候補者とした理由＞ 佐藤 謙氏を取締役候補者とした理由は、行政機関における豊富な経験と国際情勢・財政・経済・政治全般に亘る幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元防衛事務次官として、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。		
11	かきぞえ　ただお 垣添忠生 （昭和16年４月10日）	平成４年１月　国立がんセンター（現 国立研究開発法人国立がん研究センター）病院 病院長 平成14年４月　同センター総長 平成19年３月　財団法人（現 公益財団法人）日本対がん協会会長（現） 平成19年４月　国立がんセンター（現 国立研究開発法人国立がん研究センター）名誉総長 平成23年６月　当社取締役（現） 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱取締役（現） （重要な兼職の状況） 公益財団法人日本対がん協会会長	0株
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 垣添忠生氏を社外取締役候補者とした理由は、医療を通じて国内外の様々な分野における豊富な人脈を同氏が有しており、医学界に止まらない幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、国立がんセンター（現 国立研究開発法人国立がん研究センター）総長として同団体の運営に長年携わり、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
12	まなご　やすし 真砂　靖 （昭和29年５月11日）	平成13年７月　財務省主計局主計官 平成16年７月　同省大臣官房参事官 平成18年７月　同省主計局次長 平成21年７月　同省大臣官房長 平成22年７月　同省主計局長 平成24年８月　財務事務次官 平成25年10月　東京大学大学院客員教授（現） 平成26年２月　弁護士登録（現） 平成26年２月　西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現） 平成26年６月　当社取締役（現） 平成26年６月　日本テレビ放送網㈱取締役（現） 平成27年６月　三井不動産㈱社外監査役（現） （重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所オブカウンセル 弁護士 三井不動産㈱社外監査役	0株
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 真砂 靖氏を社外取締役候補者とした理由は、行政機関における豊富な経験と財政・金融・経済・法務全般に亘る幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元財務事務次官、弁護士として、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		

（注）１．※は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者丸山公夫氏は、黒剣電視節目製作股份有限公司の副董事長を兼務しており、同社と当社子会社は海外向け放送番組製作・販売等について取引関係があります。
３．取締役候補者渡辺恒雄氏は、㈱読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しており、同社の完全子会社である㈱読売新聞東京本社と当社子会社はプロ野球のテレビ放映権の購入等について取引関係があります。
４．取締役候補者佐藤 謙氏は、公益財団法人世界平和研究所理事長であり、同法人と当社子会社との間に会費支払等について取引関係があります。
５．その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
６．取締役候補者渡辺恒雄、前田 宏、今井 敬、垣添忠生、真砂 靖の5氏は、社外取締役候補者であります。
７．渡辺恒雄、前田 宏、今井 敬、佐藤 謙、垣添忠生、真砂 靖の6氏は、子会社日本テレビ放送網㈱の非業務執行取締役であります。
また、渡辺恒雄氏は、関連会社讀賣テレビ放送㈱の非業務執行取締役であります。
８．当社は、前田 宏、今井 敬、垣添忠生、真砂 靖の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
９．渡辺恒雄、前田 宏、今井 敬、佐藤 謙、垣添忠生、真砂 靖の6氏は、現在、当社の非業務執行取締役であり、当社は6氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役能勢康弘及び望月規夫の両氏が任期満了となりますので、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	のせ　やすひろ 能勢　康弘 （昭和20年５月26日）	昭和43年４月　当社入社 平成15年６月　当社経理局長 平成16年６月　当社執行役員経理局長 平成19年６月　当社上席執行役員経理局長 平成20年６月　当社常務執行役員経理局長 平成22年６月　当社取締役執行役員経理局長 平成23年６月　当社取締役常務執行役員経理局長 平成23年７月　当社取締役常務執行役員 平成24年６月　当社常勤監査役（現） 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱常勤監査役（現） 平成25年６月　㈱読売新聞グループ本社監査役（現） （重要な兼職の状況） ㈱読売新聞グループ本社社外監査役	32,473株
	＜監査役候補者とした理由＞ 能勢康弘氏を監査役候補者とした理由は、経理・財務業務の豊富な経験を持ち、財務及び会計に関する知見と経営に関する高い見識、監査能力を有しているためであります。		
2	もちづき　のりお 望月　規夫 （昭和21年４月17日）	平成16年６月　㈱読売新聞グループ本社執行役員社長室長 平成16年６月　㈱読売新聞東京本社執行役員広報担当 平成17年６月　㈱読売新聞東京本社取締役広報担当 平成19年６月　㈱読売新聞東京本社常務取締役メディア戦略局長 平成20年６月　讀賣テレビ放送㈱専務取締役 平成21年６月　同社取締役副社長 平成23年６月　同社代表取締役社長（現） 平成24年６月　当社監査役（現） 平成24年10月　日本テレビ放送網㈱監査役（現） （重要な兼職の状況） 讀賣テレビ放送㈱代表取締役社長	0株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 望月規夫氏を社外監査役候補者とした理由は、放送局経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもって、当社経営全般の監視をしていただくためであります。 なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		

（注）１．監査役候補者能勢康弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者望月規夫氏は、讀賣テレビ放送㈱の代表取締役を兼務しており、当社は同社と資本関係があります。また、当社子会社と同社は放送番組の購入・供給等について取引関係があります。
３．監査役望月規夫氏は、社外監査役候補者であります。
４．能勢康弘、望月規夫の両氏は、子会社日本テレビ放送網㈱の監査役であります。
５．能勢康弘、望月規夫の両氏は、現在当社の監査役であり、当社は両氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略　歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
ますかた　かつひろ 舛方勝宏 (昭和18年２月16日)	昭和40年５月　当社入社 平成９年６月　当社ネットワーク局長 平成12年６月　当社執行役員総務局長 平成13年３月　㈱シーエス日本代表取締役社長 平成15年６月　同社代表取締役会長 平成15年６月　当社取締役執行役員人事局長 平成16年６月　当社取締役常務執行役員 平成19年６月　当社取締役専務執行役員 平成22年６月　当社取締役副社長執行役員 平成23年６月　㈱日テレ・グループ・ホールディングス(現 ㈱日テレグループ企画)代表取締役社長 平成24年10月　同社代表取締役会長 平成24年10月　当社取締役 平成27年６月　当社補欠監査役	31,459株
＜補欠監査役候補者とした理由＞ 舛方勝宏氏を補欠監査役候補者とした理由は、当社グループの事業全般についての豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監査能力を有しているためであります。		

(注) １．補欠監査役候補者舛方勝宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．同氏は、監査役候補者である能勢康弘氏の補欠として選任するものであります。
３．舛方勝宏氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

◎インターネット等による議決権行使のお取り扱い

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト

http://www.web54.net

をご利用いただくことによってのみ可能です。

2．議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。

3．インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4．インターネット等と議決権行使書により、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．議決権の行使期限は、株主総会の開催日前日の平成28年6月28日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

◎パスワードのお取り扱い

1．パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。

2．パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にはお答えできません。

3．パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合には、画面の案内に従ってお手続き下さい。

4．今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために必要なシステムの条件など

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認下さい。

1．画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

2．次のアプリケーションをインストールしていること。

(1) Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降

⑵ Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver.6.0以降

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

3．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。

4．インターネットに接続の際、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

5．当ウェブサイトは、ポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）を利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用下さい。

6．携帯電話でのご利用はできません。

◎パソコンなどの操作方法等のお問い合わせ

1．本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
〔電話〕0120(652)031（9:00～21:00）

2．その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

⑴ 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。

⑵ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
〔電話〕0120(782)031（土日休日を除く 9:00～17:00）

◎議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」
東京都新宿区西新宿二丁目２番１号　（03）3344-0111（大代表）

【交通のご案内】
■新宿駅（西口）　ＪＲ線・京王線・小田急線・東京メトロ・都営大江戸線　徒歩約10分
■都庁前駅　　都営大江戸線　徒歩約５分　地下道Ｂ１出口よりすぐ
○当日の受付開始時刻は、午前９時でございます。
○当日ご出席いただきました株主様には、お土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人につき１個とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

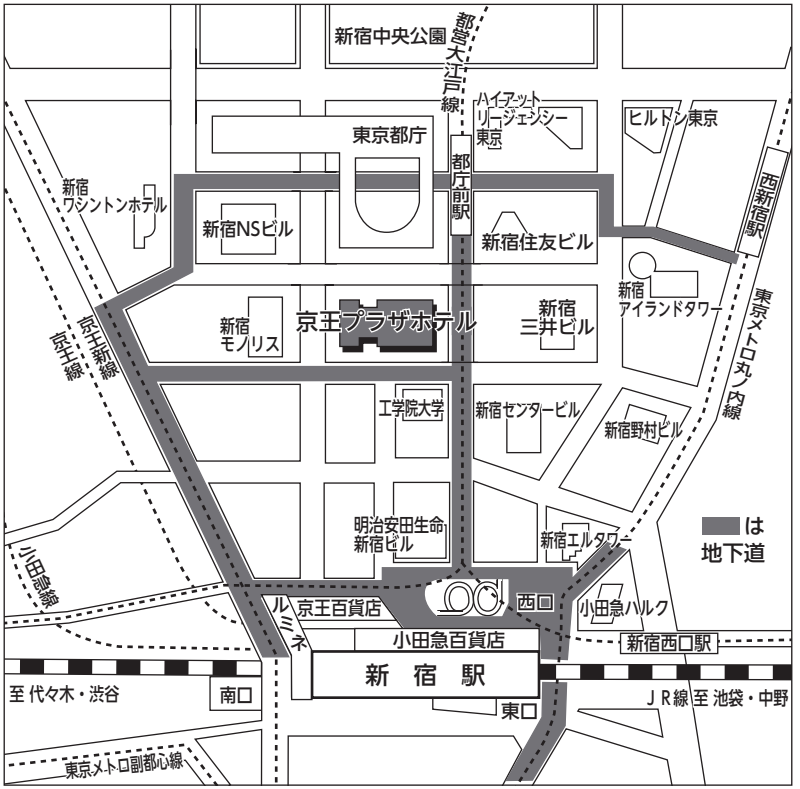

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080
UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。